介護老人保健施設グリーンビラ安江

介護予防短期入所療養介護

運営規程

（趣旨）

第１条　この規程は、岐阜市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成２４年条例第７８号）第１８０条の規定に基づき、医療法人社団幸紀会が開設する介護老人保健施設グリーンビラ安江（以下「施設」という。）において実施する介護予防短期入所療養介護の運営について定めるものである。

（事業の目的）

第２条　介護予防短期入所療養介護は、要支援１・２の状態と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上のお世話を行い、利用者の療養生活の質の向上及び利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

（運営の方針）

第３条　施設は、「介護予防短期入所療養介護計画」に基づいて、要支援状態になった利用者が可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るよう努めるものとする。

２　施設は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って介護予防短期入所療養介護サービスの提供に努めるものとする。

３　施設は、明るく家庭的な雰囲気のもとに、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、関係市町村、居宅介護支援事業所、居宅サービス事業者、その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供するものとの密接な連携に努めるものとする。

４　利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、施設が得た利用者の個人情報については、施設での介護予防短期入所療養介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者又は身元引受人の了承を得ることとする。

（施設の名称及び所在地等）

第４条　施設の名称及び所在地等は次のとおりである。

一　施設名　介護老人保健施設グリーンビラ安江

二　所在地　岐阜市鏡島南１丁目２番３８号

三　電話番号　０５８－２５３－７８７８　ＦＡＸ番号　０５８－２５３－１１２３

四　開設年月日　平成８年４月１日

五　介護保険指定番号　介護老人保健施設（２１５０１８００９５号）

六　管理者名　伊藤　文雄

（職員の職種、員数）

第５条　施設職員の職種、員数は次のとおりである。

一　管理者	１人
二　医師	１人以上（内管理者兼務１人）
三　看護職員	４人以上
四　介護職員	１５人以上
五　支援相談員	２人以上
六　理学・作業療法士	３人以上
七　管理栄養士	１人
八　介護支援専門員	１人
九　事務員	１人以上

（職員の職務内容）

第６条　前条に定める職種毎の職務内容は次のとおりとする。

一　管理者は、施設の業務及び施設に勤務する職員の総括管理を行う。

二　医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。

三　看護職員は、医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行うほか、利用者の「介護予防短期入所療養介護計画」に基づく看護を行う。

四　介護職員は、利用者の「介護予防短期入所療養介護計画」に基づく介護を行う。

五　支援相談員は、利用者及びその家族の処遇上の相談に応じるとともに、レクリエーション等の計画、指導及びボランティアの指導を行うほほか、市町村との連携を図る。

六　理学療法士は、医師や看護師等と共同して「リハビリテーション実施計画書」を作成するとともにリハビリテーションの実施に際し指導を行う。

七　リハビリ助手は、利用者が日常生活を営むために必要な機能を改善し、または、その減退を防止するための訓練を行う。

八　管理栄養士は、利用者の栄養管理、栄養ケアマネジメント等の栄養状態の管理を行う。

九　介護支援専門員は、利用者の「介護予防短期入所療養介護計画」の原案を作成する。

十　事務員は、総務、経理及び一般事務等を行い、事務長はこれらを総括管理する。

（利用定員）

第７条　介護予防短期入所療養介護の利用定員は、利用者が申込みをしている当該日の入所サービスの定員数より実入所者数を差し引いた数とする。

（通常の送迎の実施）

第８条　通常の送迎の実施地域は、岐阜市、瑞穂市、本巣市、本巣郡北方町とする。

（利用手続き）

第９条　施設の利用に関する手続きは、次の各号に定める手続きをもって行う。

一　利用者は施設に入所申込書を提出する。

二　施設の管理者は、入所申込者の利用資格を確認し、必要に応じて「入所判定会議」を開催し、入所の可否を判断して入所申込者又はその家族に通知する。

三　支援相談員が、入所申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、施設職員の勤務体制、その他入所申込者の選択に資すると認められる重要事項を記した「重要事項説明書」により説明を行い、入所申込者の同意を得る。

四　施設所定の契約書によって利用契約を締結する。

（介護保険給付対象サービスの提供）

第１０条　施設は、介護保険給付対象サービスとして居宅サービス計画に基づき、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成される「介護予防短期入所療養介護計画」に基づいて、利用者の病状及び心身の状況に照らして行う適切な医療及び医学的管理の下における看護・介護並びに日常生活上の世話、また、栄養管理、栄養ケアマネジメント等のサービスを提供する。

２　介護保険給付対象サービスの提供にあたっては、法令に定める基準を遵守する。

（介護保険給付対象外のサービスの提供）

第１１条　施設は、利用者又は契約者との合意に基づき、以下のサービスを提供するものとし、費用は利用者の負担とする。

一　利用者が選定する特別な療養室

二　利用者が選定するレクリエーションおよびクラブ活動等の材料

三　利用者に対する理美容サービス

四　利用者が選定する特別な食事

五　テレビの個人的な使用

（介護予防短期入所療養介護計画の決定）

第１２条　施設は、利用者の有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができることを目的に介護支援専門員が作成した「介護予防短期入所療養介護計画」を契約者に対して説明を行い、同意を得た上で決定し介護予防短期入所療養介護サービスを実施する。

（施設利用料等）

第１３条　施設が介護予防短期入所療養介護サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該介護予防短期入所療養介護サービスが法定代理受領サービスであるときは、次の各号の合計とする。

一　介護予防短期入所療養介護サービス料の自己負担額。（別表１：利用料金表参照）

二　「食費」及び「居住費」の支払額。　（別表１：利用料金表参照）

２　介護保険給付対象外のサービス提供にかかる利用料。（別表１：利用料金表参照）

（施設利用上の留意事項等）

第１４条　施設を利用するにあたっての留意事項は、別に定める「介護予防短期入所療養介護サービス内容重要事項説明書」に規定する。

２　施設内における次の行為は禁止する。

一　飲酒及び喫煙

二　火気の取り扱い

三　他の利用者に対する宗教活動、政治活動、営利活動

四　動物の飼育及びペット同伴による面会

五　他の利用者に対し迷惑を及ぼすような行為

（事故防止対策）

第１５条　介護予防短期入所療養介護サービスの提供による利用者の事故を未然に防止するため、定期的に「リスクマネジメント委員会」を開催するとともに、施設マニュアルに基づいて介護予防短期入所療養介護サービスを実施するよう、施設職員に周知・徹底を図る。

（身体拘束の廃止）

第１６条　施設は、利用者に対する身体拘束の禁止を徹底するため、施設マニュアルに基づいて介護予防短期入所療養介護サービスを実施するよう、施設職員に周知・徹底を図る。

２　利用者または他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、利用者に対し隔離、身体拘束、薬剤投与その他の方法により利用者の行動の制限をしない。

３　管理者（医師）等で構成する「身体拘束廃止委員会」において、前項の緊急やむを得ない場合（切迫性、非代替性、一時性の要件を満たす場合）に該当するかどうか十分検討する。

４　緊急やむを得ず身体拘束を行う場合でも、常に観察、再検討し、緊急やむを得ない場合の要件に該当しなくなった場合には直ちに解除する。

５　緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等を、利用者やその家族等にできる限り詳細に説明する。

６　緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録する。

（感染予防対策）

第１７条　施設内における利用者の感染予防を図るため、施設マニュアルに基づいた対策を実施するよう、施設職員に周知・徹底を図る。

（事故発生時の対応）

第１８条　介護予防短期入所療養介護サービス提供等により事故が発生した場合、施設は利用者に対し必要な措置を講じる。

２　施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合は、協力医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼する。

３　身元引受人及び行政機関に対して速やかに連絡し、必要な措置を講じる。

（苦情処理）

第１９条　施設は、別に定める苦情処理に関する相談窓口、処理体制、手順等により利用者及び身元引受人からの苦情に迅速且つ適切に対応するものとする。（別表２参照）

（非常災害対策）

第２０条　消火設備、非常放送用設備等、災害・非常時に備えて必要な設備を設け、これを定期点検するとともに防火管理者を定め、非常災害時における具体的な防災計画・避難計画を立て、年２回以上の訓練を実施する。

（虐待の防止）

第２１条　管理者を責任者とし、虐待防止検討委員会を定期的に開催し、職員研修にて虐待防止の徹底を行う。虐待が発生した場合には、速やかに市町村の窓口に通報し、迅速かつ適切に手続きを行い、市町村等が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努める。

（守秘義務及び個人情報の保護）

第２２条　施設職員は、介護予防短期入所療養介護サービスを提供する上で知り得た利用者又その家族の個人情報を、正当な理由なく第三者に漏らすことはできない。この守秘義務は契約が終了した場合も継続する。

２　利用者に医療上､緊急の必要性がある場合には､利用者又は身元引受人の同意を得て、医療機関等に利用者に関する情報を提供できるものとする。

（医療機関との連携）

第２３条　施設は、協力病院との連携体制を確保する。

一　２４時間、常時連絡できる体制

二　必要に応じて健康上の管理等を行う体制

三　病状の変化、医療器具に係る取扱い等においての密接な連携体制

（損害賠償責任）

第２４条　介護予防短期入所療養介護サービスの提供に伴って、施設の責に帰すべき事由

により利用　者が損害を被った場合、施設は利用者に生じた損害について賠償する責任を負うものとする。

２　利用者の責に帰すべき事由によって施設が損害を被った場合、利用者及び身元引受人は、連帯して施設に対してその損害を賠償するものとする。

（その他運営に関する重要事項）

第２５条　地震等非常災害その他やむを得ない事情のある場合を除き、利用定員及び居室の定員を超えて利用させない。

２　介護予防短期入所療養介護サービスに関連する政省令等及び通知並びに本運営規程に定めのない運営に関する重要事項については、医療法人社団幸紀会の役員会において定めるものとする。

（附　則）

この規程は平成２１年　４月　１日から施行する。
この規程は平成２３年１２月　１日から施行する。
この規程は平成２５年　７月　１日から施行する。
この規程は平成２６年　２月　１日から施行する。
この規程は平成２６年　４月　１日から施行する。
この規程は平成２６年　５月　１日から施行する。
この規程は平成２７年　５月　１日から施行する。
この規程は平成２７年　９月　１日から施行する。
この規程は平成２７年１２月　１日から施行する。
この規程は平成２８年　３月　１日から施行する。
この規程は令和　２年１２月　１日から施行する。
この規程は令和　３年　４月　１日から施行する。